

令和3年度実施事業
中国地方地域づくり等助成事業報告会(令和4年7月9日)



事業名	団体名
1 ヘルプカードで支え合いの箭田家づくり 敢闘賞	箭田地区まちづくり推進協議会 (岡山県倉敷市)
2 西国街道保存事業「歴史、文化の情報」の情報全国発信事業	西国街道をまもる会 (広島県広島市)
3 サザンセット魅力発見プロジェクト・魅力発信看板及び道標の作成 敢闘賞	サザンセット魅力発見プロジェクト (山口県柳井市～熊毛郡上関町)
4 彦島老の山緑化美化活動	Zero4 (山口県下関市)
5 出雲から興そう「尼子十旗」の広域連携	出雲斐川尼子十旗顕彰会 (島根県出雲市)
6 空き家と空き倉庫利活用のこどもと多世代交流の場づくり 大賞	浦崎地区社会福祉協議会 UME プロジェクト (広島県尾道市)
7 出雲街道土居宿・江見地区の歴史発掘プロジェクト	出雲街道 勝間田宿の会 (岡山県美作市～勝田郡勝央町)
8 「四季の花で彩る散歩道づくり」事業	かめの泉 (鳥取県倉吉市)



発表風景



表彰式(大賞)

申請に関する問い合わせ 相談窓口

本部または支部へご連絡ください

本部(広島) 〒730-0013 広島市中区八丁堀 15-10
総合窓口 TEL 082-502-6938 FAX 082-221-6453
E-mail: kousai-chiiki1@ccba.or.jp

岡山支部 〒700-0922 岡山市北区東古松南町 4-5
TEL 086-224-2431 FAX 086-223-4833

山口支部 〒747-0024 防府市国衙 1-3-15
TEL 0835-22-6551 FAX 0835-22-6742

鳥取支部 〒680-0911 鳥取市千代水 3-45
TEL 0857-37-3235 FAX 0857-37-3238

島根支部 〒693-0023 出雲市塩冶有原町 5-9-1
TEL 0853-20-7133 FAX 0853-20-7131

 一般社団法人 中国建設弘済会

令和5年度 中国地方 地域づくり等 助成事業募集

ボランティア団体等による
意欲的な事業を募集します。

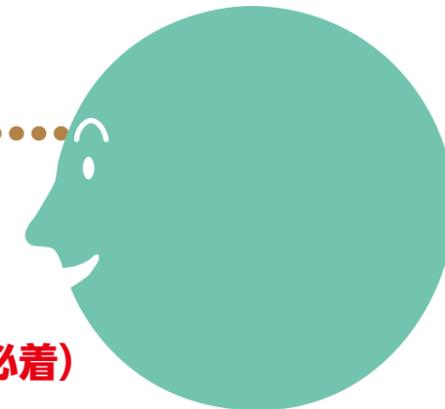
みなさんの手で
地域特性を生かした
独自の地域づくりを!!



一般社団法人 中国建設弘済会

<http://www.ccba.or.jp/>

助成事業の概要



中国地方の豊かな自然や文化を活かし、地域の交流・連携による一体的で活力ある地域づくりを行うには、地域の知恵や工夫と積極的かつ意欲的な取り組みが最も重要となっています。

このため、一般社団法人中国建設弘済会（以下、「弘済会」という。）は、平成15年度より地域づくりに取り組むボランティア活動に対し、助成支援を行っています。

今年度も令和5年度に実施する「中国地方地域づくり等助成事業」を広く募集しますので、ご応募をいただきますようお願いいたします。

一般社団法人 中国建設弘済会 理事長

募集案内

募集対象事業

助成対象は、国土交通省が実施する施策や整備事業等に関連し、社会資本整備に繋がる地域づくり、環境保全及び防災等の事業とします。なお、以下に示す事業は「助成の対象外」としています。

助成の対象外事業

- ① 法人、組合等の本来業務と見なされる事業及び法人または特定の個人の利益を目的とする事業
- ② 行政が行う慣例的な行事・イベントの事業
- ③ 物品、施設等の購入・整備・補修を目的とする事業

募集方法

- ① 応募申請の受付及び相談窓口は、弘済会本部（広島県内）、各県の所在支部とします。
応募用紙は、（一社）中国建設弘済会のホームページをご覧ください。
(<http://www.ccba.or.jp>) よりダウンロードできます。
- ② 所定の“助成事業応募申請書”の様式に必要な事項を記入し、定められた期日までに受付窓口へ提出又は郵送をして下さい。
なお、申請書及び添付書類等は、事業選定の採否に関わらず返却できませんのでご了承下さい。
- ③ 応募数は、個人又は1団体あたり原則1件とします。
- ④ 応募にかかる必要な費用はすべて応募者の負担とします。

募集期間

令和4年10月1日(土)～12月20日(火) (必着)

助成の内容

- ① 助成期間は、単年度（令和5年4月1日～令和6年2月末まで）とします。
- ② 助成額は助成事業1件につき100万円（消費税を含む）を限度とします。

助成経費における留意点

- ① 事業実施者の組織運営のための管理費、人件費（臨時雇用者を含む）は助成の対象外とします。
- ② 飲食費は助成の対象外とします。ただし、ボランティア活動の参加者のお茶代等は総額1万円までは助成の対象とします。
- ③ 物品購入費用は、総額5万円まで助成の対象とします。ただし、物品1個あたりの価格は2万円を上限とします。
- ④ 活動に使用されるパソコン、プリンターなど汎用性のある備品の購入は助成の対象外とします。
- ⑤ 講師及び指導員などの謝金・交通費は総額3万円までを助成の対象とします。
- ⑥ その他活動経費について不明瞭な点は弘済会企画本部にご相談下さい。

事業の継続申請

同一事業の継続申請については、過年度の助成事業成果報告書及び申請書を審査の上、助成の採否を決定します。なお、事業の助成は最長3ヶ年を限度とします。

助成事業の決定

申請書の事業内容に基づき、選定委員会で審査し、助成事業を決定します。

審査結果の通知

審査結果は、弘済会から申請者全員に選定の採否及び助成額を書面で通知します。
(令和5年3月下旬頃予定)

助成事業の実施等

- ① 助成事業は申請書にもとづき、誠実に事業実施者が行うものとします。
- ② 助成事業の実施にあたり弘済会から支援を受けていることが判るよう、成果品（看板・チラシ等）に『助成支援：（一社）中国建設弘済会』、又は『この事業は（一社）中国建設弘済会の助成を受けています』と明記をお願いします。
- ③ 弘済会が助成事業報告会を実施する際、発表の協力をお願いします。

その他

申請書の提出にあたっては、ホームページの「中国地方地域づくり等助成事業募集要領」を熟読のうえ、ご応募下さい。